

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

1 景観重要建造物・景観重要樹木

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の魅力的な景観を形成する上で重要な役割を果たしているシンボル※的な存在であり、それらを維持、管理することにより地域の良好な景観形成に活かしていくため、指定するものです。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の対象となるものは、下記に示すとともに景観条例に基づき、必要なものについて指定することとします。

(1) 景観重要建造物の指定方針

景観上の特徴を有する建造物のうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもので、次に示す項目のいずれかに該当する建造物を景観重要建造物として指定します。

- ◇「もばら」らしく、魅力あふれるシンボル性のあるもの
- ◇古くからの技法や建築様式で建てられたもので、「もばら」の歴史・文化・生活が感じられるもの
- ◇地域住民の愛着があり、地域の特性が活かされているもの
- ◇多くの市民から親しまれ、地域の良好な景観を形成する上で、特に優れた特徴があるもの

(2) 景観重要樹木の指定方針

地域の自然・歴史・文化等からみた樹姿（樹高や樹形）などの様子が景観上の特徴を有する樹木のうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもので、次に示す項目のいずれかに該当する樹木を景観重要樹木として指定します。

- ◇樹姿（樹高や樹形）が地域の魅力あふれるシンボリックな存在となっているもの
- ◇地域の自然・歴史・文化を象徴するもの
- ◇木が本来もつ、人々を和ませ、安らげる要素のあるもので、人々に感動を与えるもの
- ◇多くの市民が愛着を持ち、鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの